

第4期第4回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和2年7月16日（木）

9：30～11：30

場所：横浜市開港記念会館 1号会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 議事
放課後キッズクラブ事業について
- 6 閉会

【配布資料】

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5 放課後キッズクラブ事業の見直し
- 別紙 放課後キッズクラブにかかる調査分析 概要

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 委員名簿

◎:部会長 ○:職務代理者
【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵	
2	千葉敬愛短期大学 学長	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員	へんみ しんいち 辺見 伸一	
4	市民委員	くまがい ひろのが 熊谷 浩伸	
5	横浜市PTA連絡協議会 副会長	いづか のぼる 飯塚 昇	
6	横浜市民生委員児童委員協議会 栄区主任児童委員連絡会 代表	みやざき りょうこ 宮崎 良子	
7	横浜市子ども会連絡協議会 鶴見区子ども育成会連絡協議会 会長	くどう はるじ 工藤 春治	臨時委員
8	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 首席指導主事	せ こ まさき 世古 正樹	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員
10	横浜市小学校長会 副会長	おがた かつゆき 緒方 克行	臨時委員

※任期は令和2年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

所 属	氏 名
青少年部長	遠 藤 寛 子
放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
放課後児童育成課担当係長	大 岩 真 人
放課後児童育成課担当係長	北 川 博 之
放課後児童育成課担当係長	唐 澤 英 和
放課後児童育成課担当係長	田 邊 吉 広
企画調整課長	谷 口 千 尋
企画調整課企画調整係長	三 堀 浩 平
青少年育成課長	金 子 利 恵
青少年育成課担当係長	富 田 倫 子

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

放課後キッズクラブ事業の見直し

令和2年7月16日 子ども子育て会議 放課後部会

部会の内容

- 1 見直しの必要性
- 2 キッズクラブの現状
- 3 検討の視点
- 4 今後のスケジュール(予定)

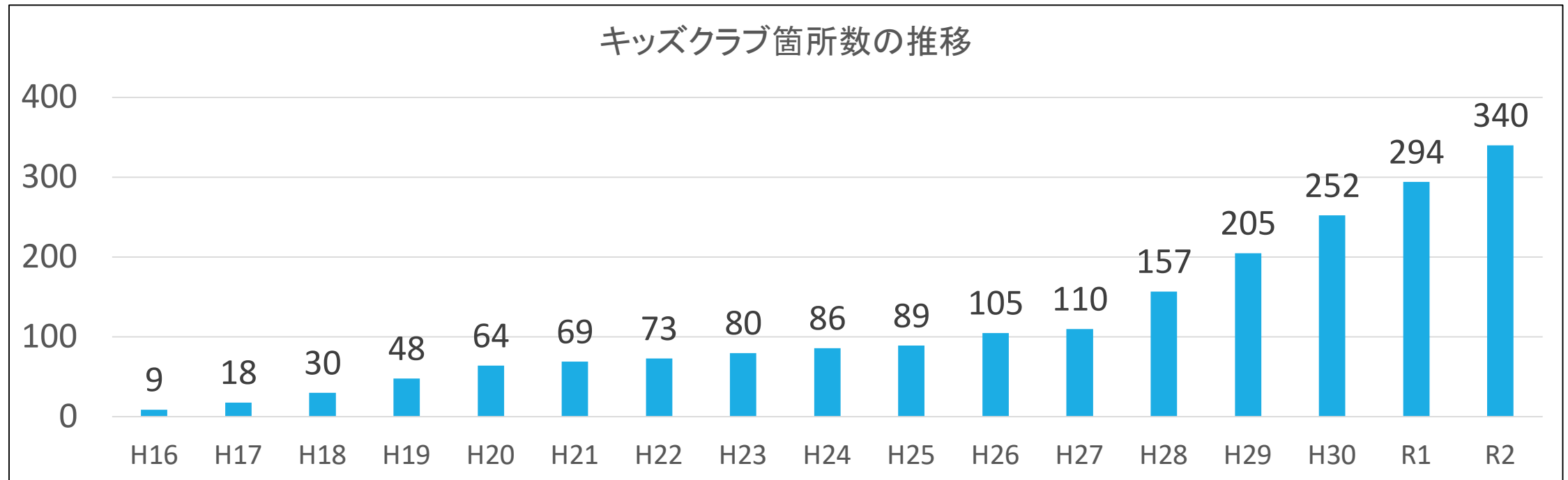
1 見直しの必要性

- (1)キッズクラブの全校設置完了
- (2)働き方の多様化やニーズ等の変化への対応
- (3)「新しい生活様式」への対応

1 見直しの必要性

(1) キッズクラブの全校設置完了

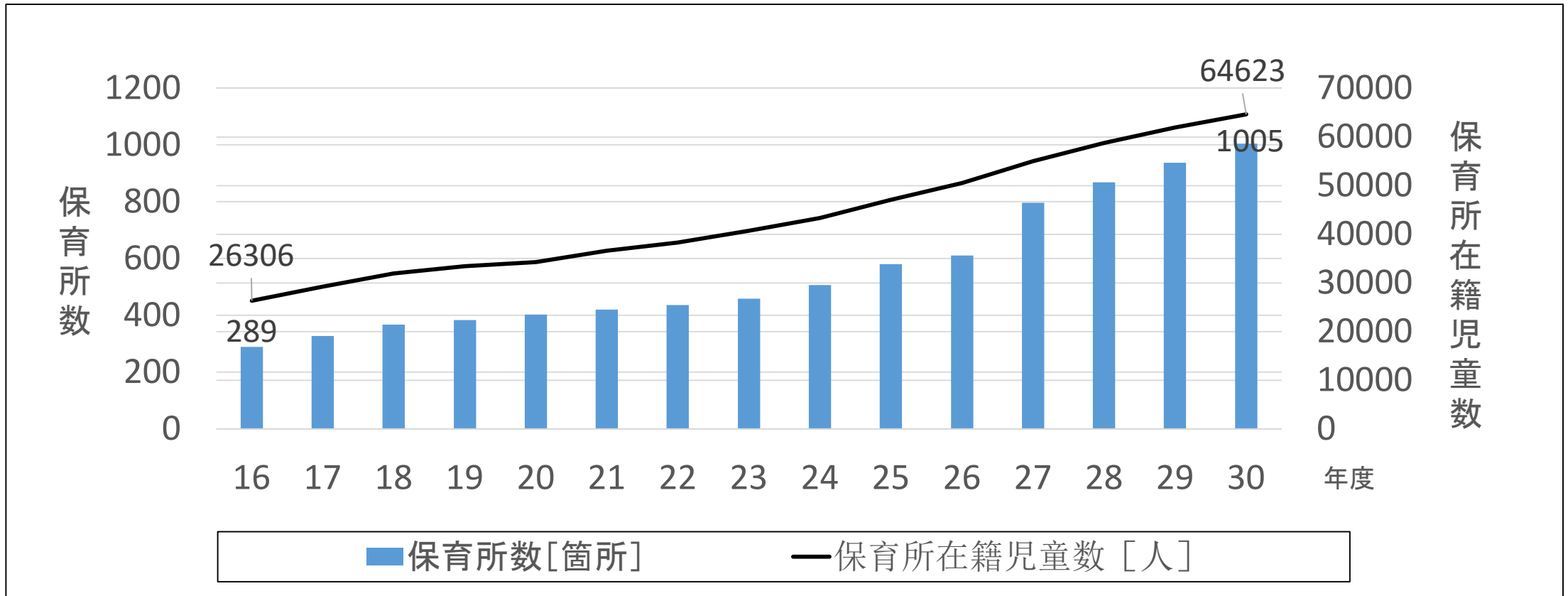
全ての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、増加する留守家庭の子供たちの居場所を充実させるため、小学校施設を活用した放課後キッズクラブの全校展開（平成26年3月20日 市長方針決裁）



1 見直しの必要性

(2) 働き方の多様化やニーズ等の変化への対応

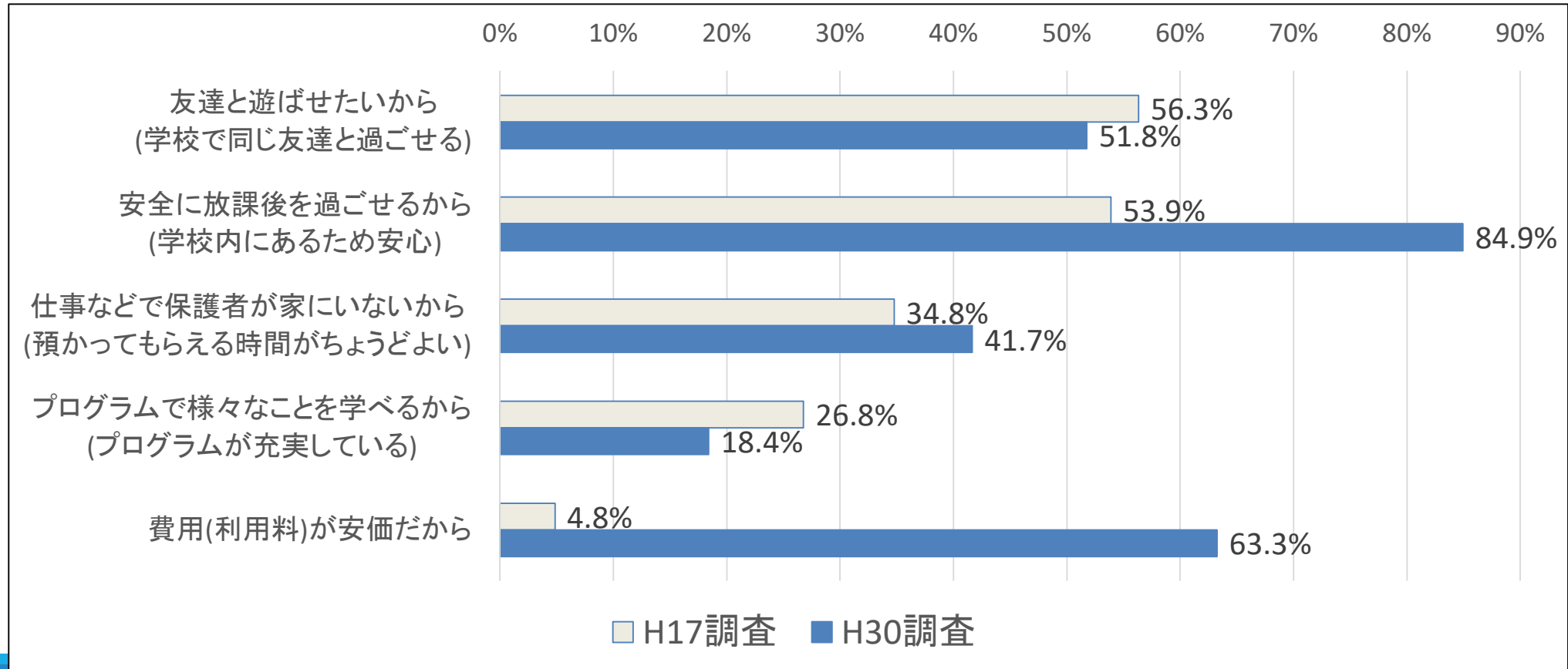
保育所数・在籍児童数の推移



1 見直しの必要性

(2) 働き方の多様化やニーズ等の変化への対応

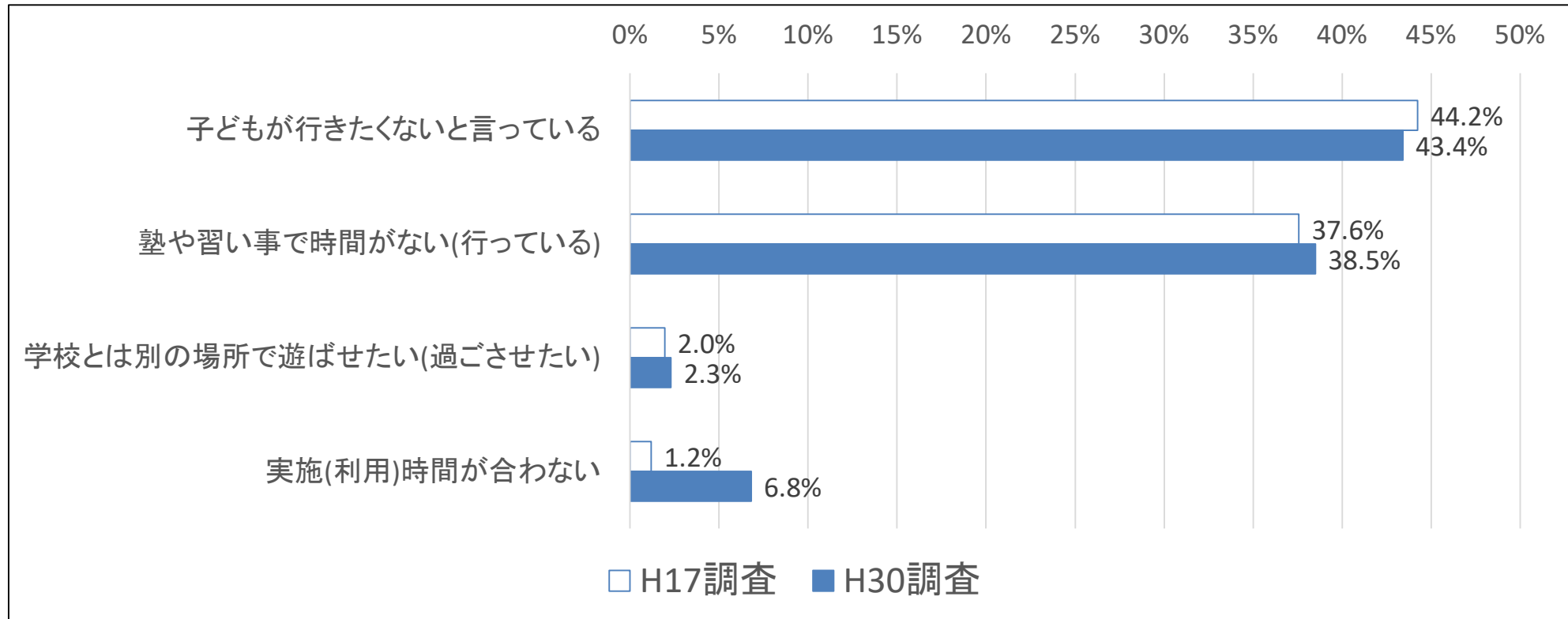
① キッズクラブを利用する理由(選択肢の内容が近いものを比較)



1 見直しの必要性

(2) 働き方の多様化やニーズ等の変化への対応

②キッズクラブを利用しない理由(選択肢の内容が近いものを比較)



1 見直しの必要性

(3) 新しい生活様式への対応

6月1日から、国や県のガイドライン、保健所の意見を踏まえ、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」をもとに、教育活動が再開されました。キッズクラブも「新しい生活様式」に合わせた事業展開をしていく必要があります。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ★□人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ★□遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ★□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

2 キッズクラブの現状

(1) 事業の対象としている児童

(2) 利用実績

(3) 運営法人

(4) 保護者の満足度

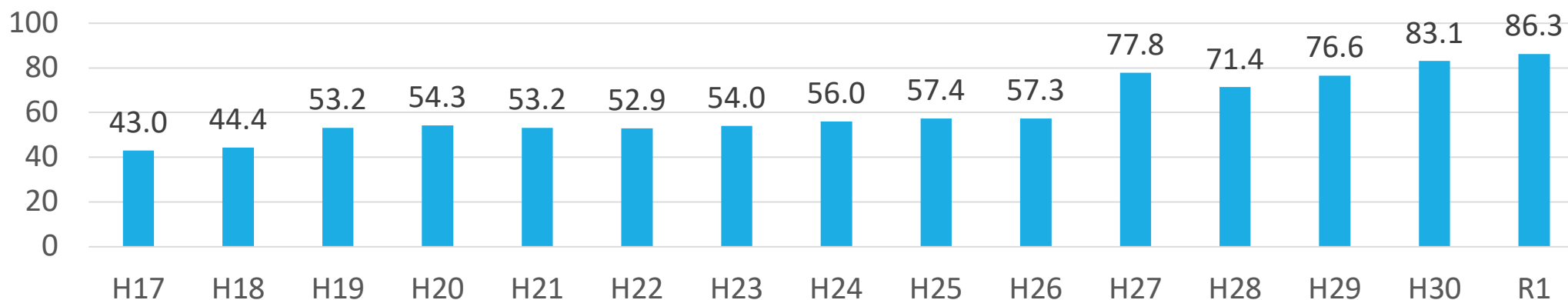
※ 新型コロナウイルス感染症に伴う対応

(1) 事業の対象としている児童

	放課後子供教室(利用区分1)	放課後児童健全育成事業(利用区分2)
役割	遊びの場	遊びの場+生活の場
利用条件	当該小学校に通学している児童及び当該小学校区に居住している児童	「放課後子供教室」の条件に加え、 <u>留守家庭児童</u> であること。
利用時間	平日:放課後～ <u>17時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>17時まで</u>	平日:放課後～ <u>19時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>19時まで</u>
利用料	無料	月額5,000円
登録人数 (R2年4月現在)	47,677人	14,499人
所管省庁	文部科学省	厚生労働省

(2) 利用実績

①1クラブあたりの平均利用児童数 推移(4月時点)



②1クラブあたりの利用区分2登録児童数 推移(4月時点)

H21 19.1人、H26 21.5人、R1 29.1人、R2 43人

(3) 運営法人

平成16年事業開始当初: 社団法人横浜ボランティア協会 8か所、社会福祉法人 はとの会 1か所



令和2年4月(全校展開後)

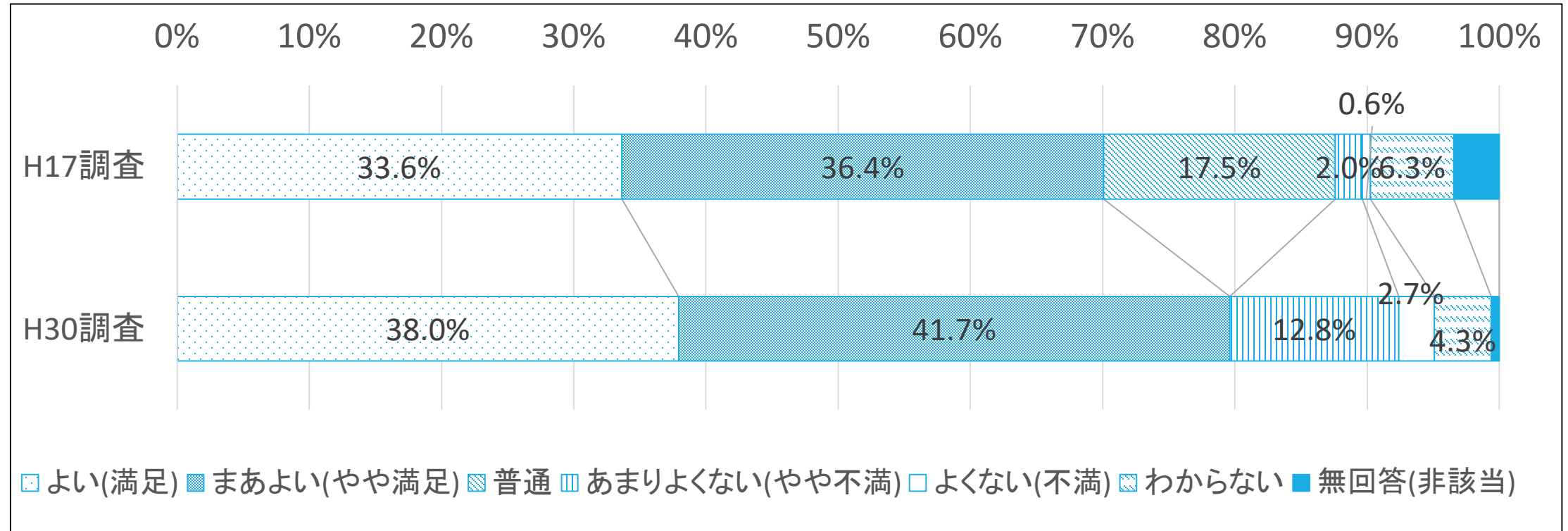
①運営種別 (令和2年4月1日時点)

	法人数		カ所数	
	数	割合	数	割合
NPO	94	81.7%	153	45.0%
地域立上げ	85	73.9%	106	31.2%
株式	11	9.6%	142	41.8%
社会福祉	7	6.1%	10	2.9%
公益財団	2	1.7%	34	10.0%
一般財団	1	0.9%	1	0.3%
学校法人	0	0.0%	0	0.0%
計	115	100.0%	340	100.0%

②5クラブ以上運営している法人(令和2年4月1日)

法人名	ヶ所数
(株) 理究キッズ	73
(公財) よこはまユース	26
NPO法人 Woodcraft	25
(株) 学研ココファン・ナーサリー	21
(株) 明日葉	18
(株) スマイルクルー	17
(公財) 横浜YMCA	8
NPO法人 ソーシャルキッズラボ	8
NPO法人 教育支援協会南関東	7
NPO法人 こらぼネット・かながわ	5

(4) 保護者の満足度

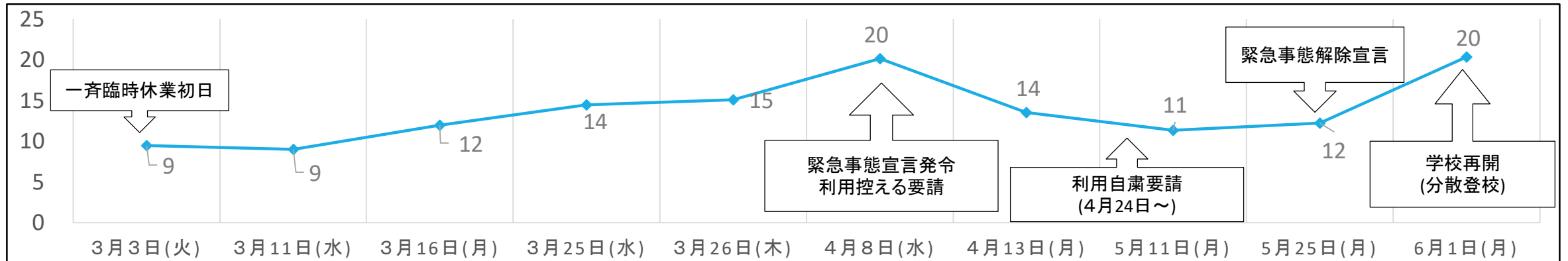


2 キッズクラブの現状

新型コロナウイルス感染症に伴う対応

- ・一斉臨時休業に伴い、令和2年3月3日より、留守家庭児童等である利用区分2の児童のみの受入れ
- ・これに伴い、利用区分1から2への移行する共働き等の世帯の方が多くいた。
- ・利用区分2に限定した結果、休業期間中の1クラブあたりの1日の平均利用児童数は概ね9～20人
- ・通常期よりも利用人数が少なく、密集・密接を防げたことや、従事する職員、学校からの理解・協力のおかげで、クラブ内での児童の感染はなかった。

●休業期間中の1クラブあたりの1日の平均利用児童数の推移



※通常期の1クラブあたりの1日の平均利用児童数は、70人です。(うち、区分2は17人)

3 検討の視点

(1) 子どもの育成支援の視点

(2) 保護者ニーズの視点

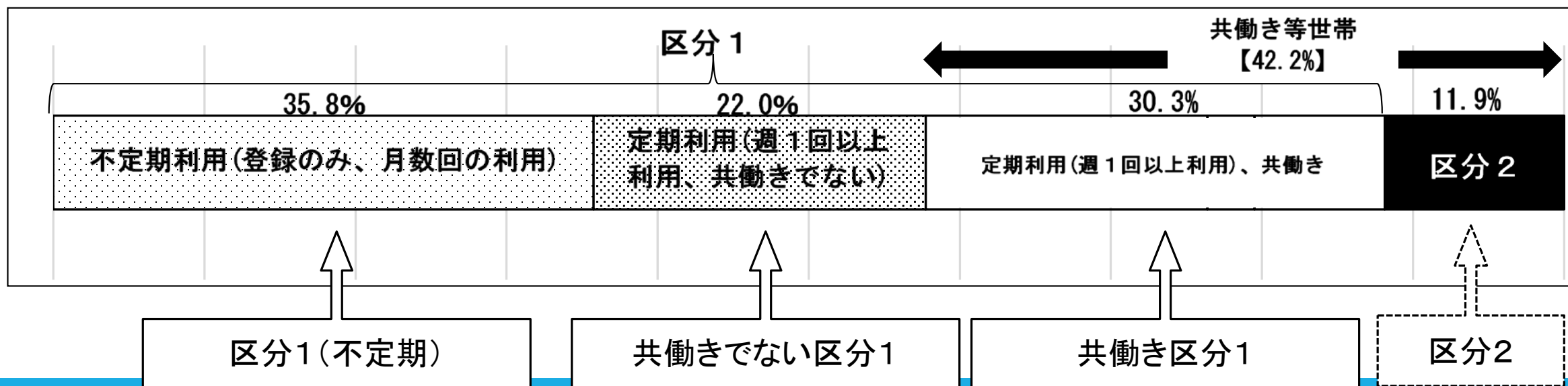
(3) 活動環境の視点

(4) 安定的な運営の視点

※ 新型コロナウイルス感染症に伴う「新たな生活様式」への対応

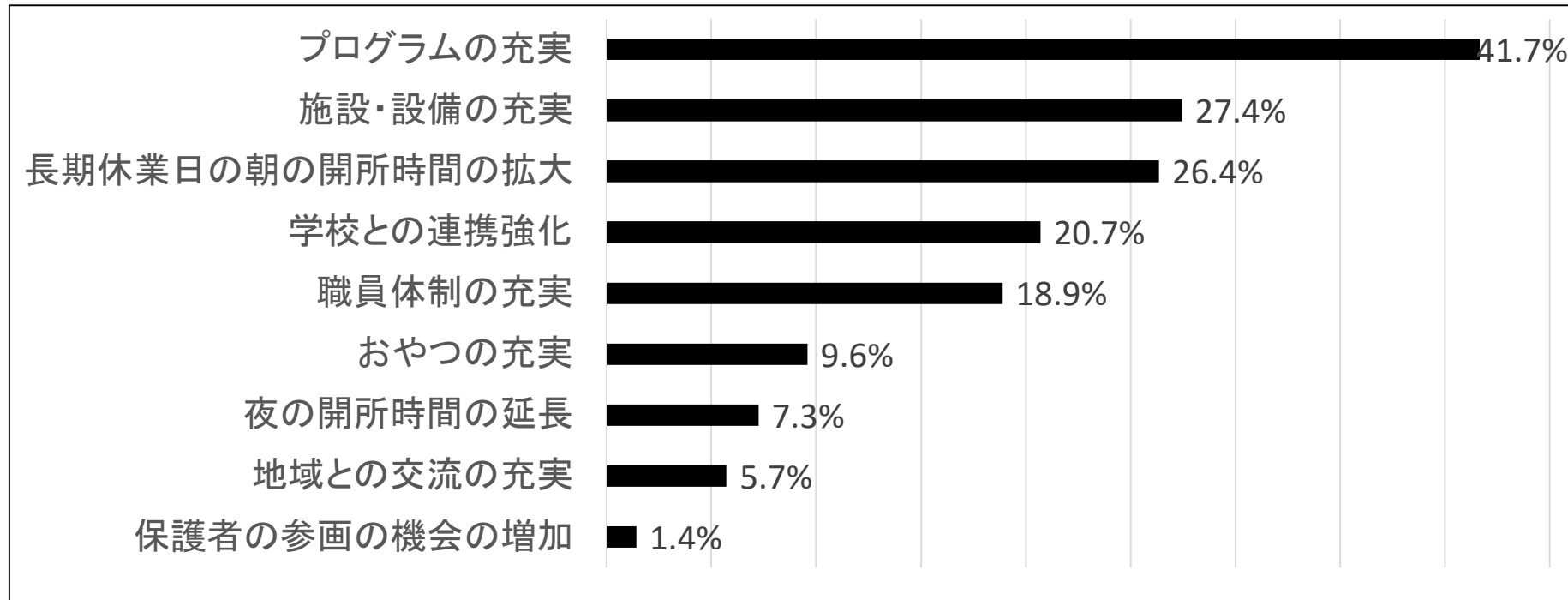
(1) 子どもの育成支援の視点

H30年度のニーズ調査では、17時までの「遊びの場」として利用する児童の中に、留守家庭と見込まれる共働きであることが確認できました。



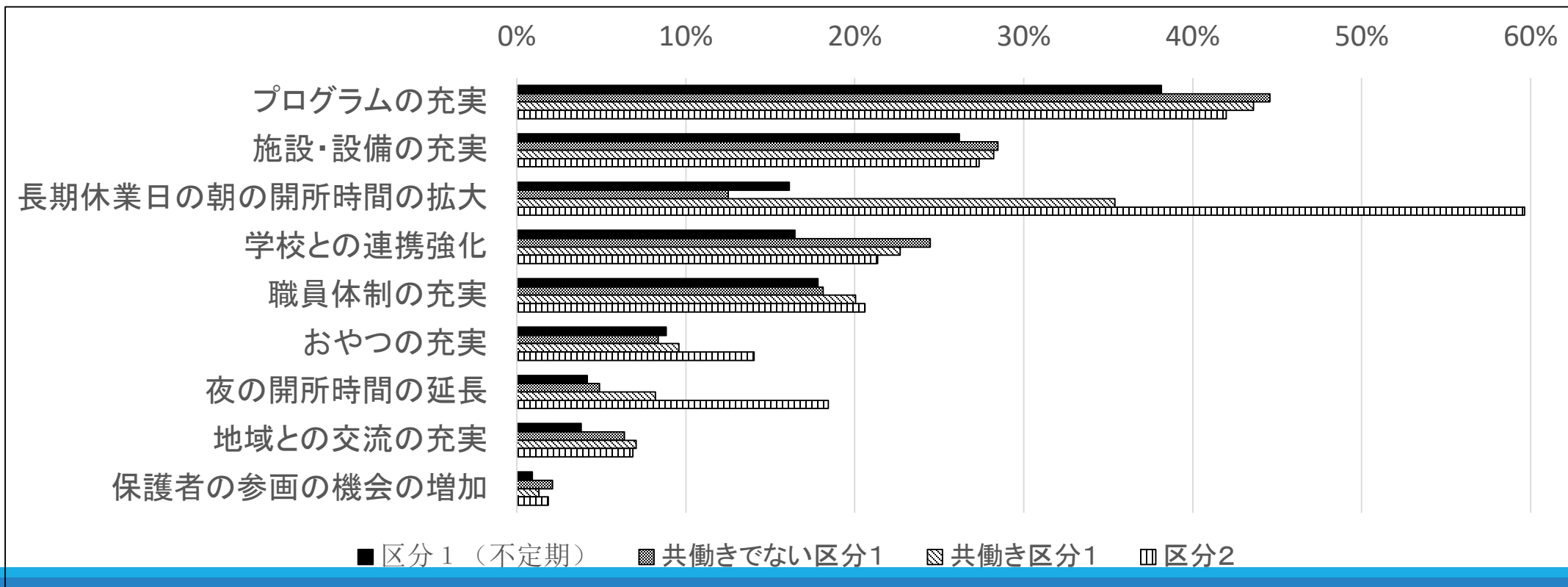
(2) 保護者ニーズの視点

保護者ニーズの高い項目として、「プログラムの充実」や「施設・設備の充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」、「学校との連携強化」、「職員体制の充実」等があります。



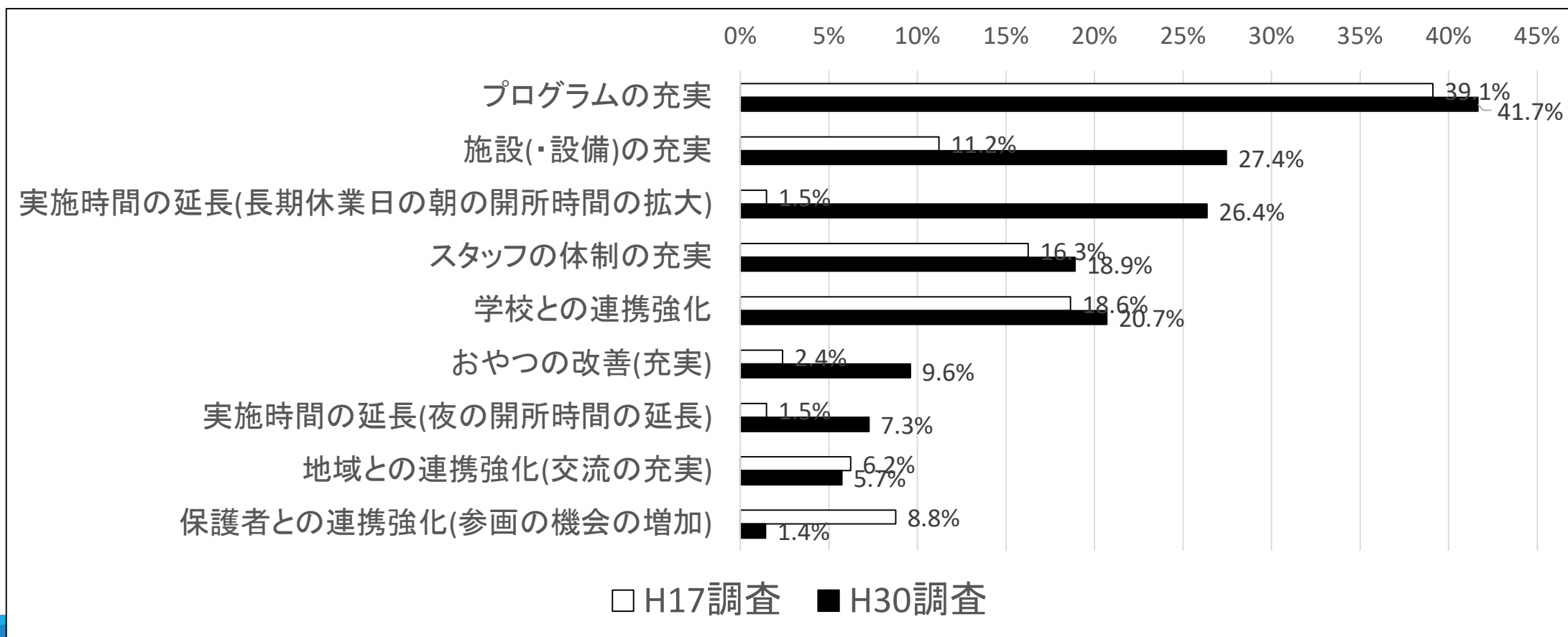
(2) 保護者ニーズの視点

保護者ニーズを「区分1(不定期)」、「共働きでない区分1」、「共働き区分1」、「区分2」で集計



(2) 保護者ニーズの視点

キッズクラブに望むこと(H17とH30の比較)



(3) 活動環境の視点

①活動スペースについて

- ・クラブによっては活動スペースが十分ではなく、午後5時までの時間は非常に混雑している実態がある。
- ・クラブによっては、「元気に遊べるスペース」と「静かに過ごせるスペース」が確保できず、子どもが遊びを選択できていない。

【参考】キッズルームが1部屋のみクラブ

39/340クラブ (11.5%)

【参考】「活動場所が狭い」と感じる割合と1日あたりの平均利用児童数

	回答率			
	0%	~25%未満	~50%未満	50%以上
平日利用児童数 (平均)	66.2人	85.9人	94.8人	120.3人

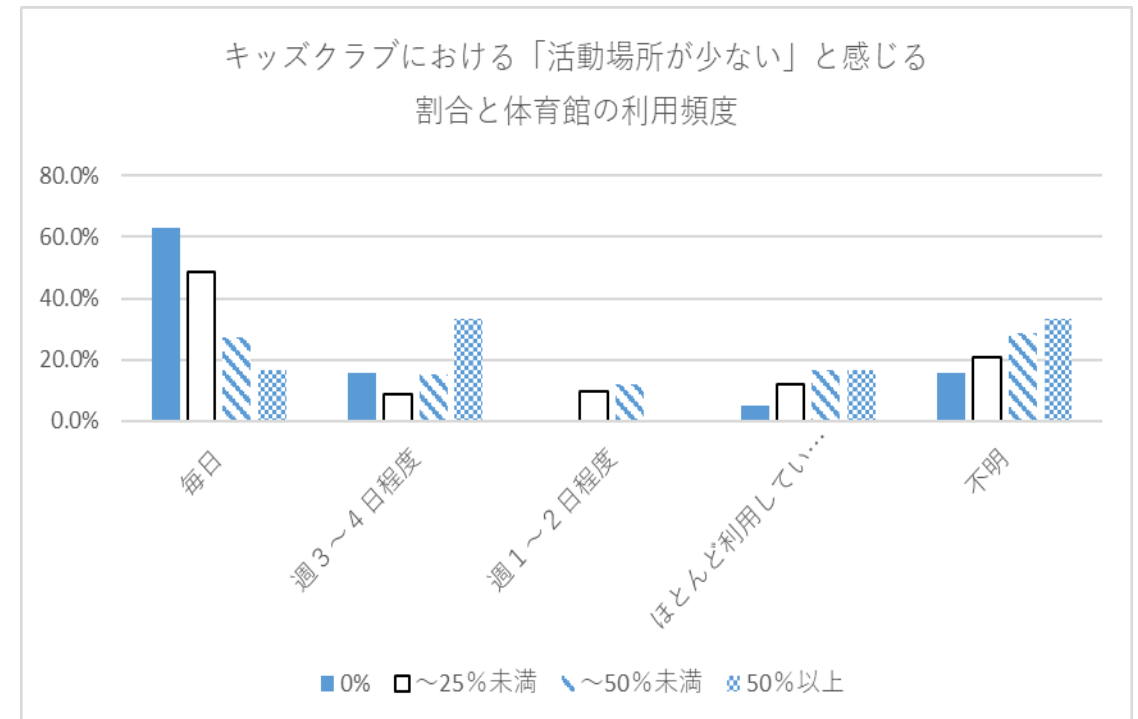
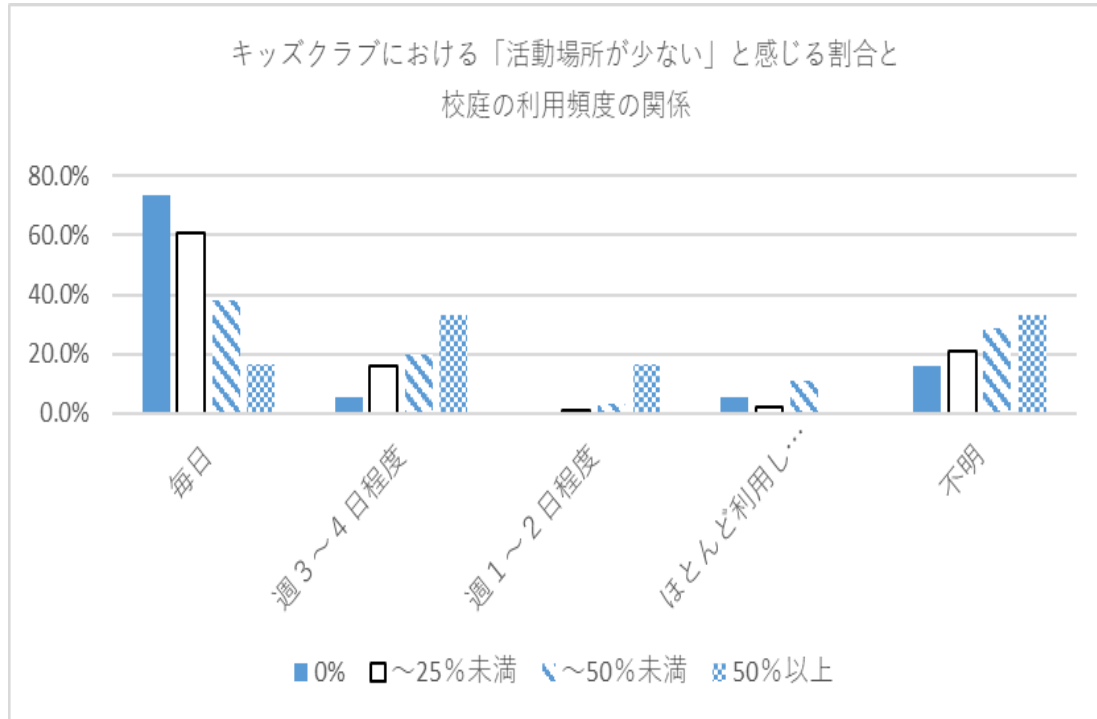
(3) 活動環境の視点

【参考】「活動場所が狭い」と感じる割合と利用者一人あたりの使用面積(平均)

	回答率			
	0%	~25%未満	~50%未満	50%以上
一人当たり面積	2.58 m ²	1.75 m ²	1.74 m ²	1.11 m ²

(3) 活動環境の視点

「活動場所が狭い」と感じる割合が高いほど、校庭・体育館の利用頻度が少ない傾向にあります。



(4) 安定的な運営の視点

①現場スタッフについて

人材育成、人材確保、職員配置

②事務について

運営支援、事務の効率化、求められる役割が増えている(常勤職員の業務量が増えている)

③財政面について

受益者負担、補助金

(4) 安定的な運営の視点

事業者の視点

株式会社理究キッズ

73クラブを運営する法人として感じること

公益財団法人 よこはまユース

事業開始当初からキッズクラブ事業に携わる法人として
感じること。

3 検討の視点

新型コロナウイルス感染症に伴う「新たな生活様式」への対応

【課題】

- ①利用区分1の利用を従来通りとした場合、3密は避けられない。
- ②利用区分1の利用を制限すると、3密は避けられるが、「遊びの場」が少なくなる
ことでの子どもたちへの影響
- ③利用区分1の利用を制限することにより、共働き区分1の児童が料金によって利用を諦めることが無いよう、支援を行う必要がある。

4 今後のスケジュール(予定)

1回目(7月)	現状の報告、見直しの視点
2回目(9月)	見直しの方向性の共有
3回目(10月)	見直し内容の報告

※検討状況によって、部会の開催回数・時期が変更になる可能性があります。

放課後キッズクラブにかかる調査分析 概要

令和2年7月

分析対象の調査

○ 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査
(小学生調査)【以下、「平成30年度 ニーズ調査」】

<抽出方法> 住民基本台帳から無作為抽出(世帯重複がないよう抽出)

<抽出世帯数> 小学生調査:66,358 人

<調査実施時期> 平成30年6月14日～7月10日

<調査票回収状況> 小学生調査:回収数 30,738 世帯(回収率 46.3%)

○ 横浜市放課後キッズクラブにかかる保護者アンケート
【以下、「令和元年度 保護者アンケート」】

<周知方法> 放課後キッズクラブ運営法人を介しての周知

<回答方法> 横浜市電子申請システムによる回収 ※一部電話聞き取りで回答

<回答数> 6,516 人

<調査実施時期> 令和元年9月4日(水)～10月15日(火)

目次

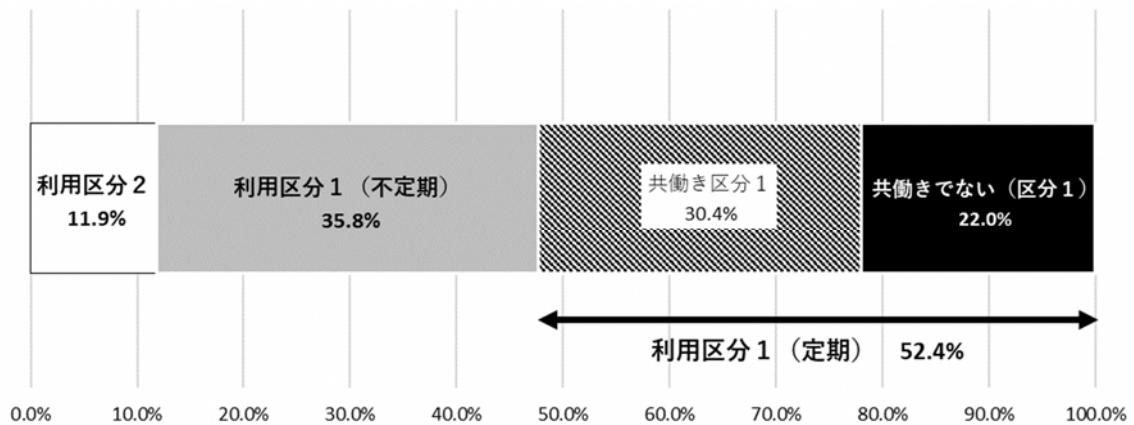
1 放課後キッズクラブの利用カテゴリー	1
2 放課後キッズクラブとその他の放課後の居場所の関係	1
3 母親の就労と利用区分の関係	2
(1) 母親の帰宅時間と利用区分	2
(2) 母親の就労形態と利用区分	2
4 放課後キッズクラブを選んだ理由	3
5 放課後キッズクラブへの評価	4
(1) 放課後キッズクラブの満足度	4
(2) 放課後キッズクラブを利用する中で助かったこと	6
(3) 放課後キッズクラブで不安に感じる事	6
(4) 放課後キッズクラブで負担に感じる事	7
(5) 放課後キッズクラブでのおやつについて【利用区分2のみ】	8
6 放課後キッズクラブに期待すること	8
7 長期休業日における放課後キッズクラブの希望利用時間	10
(1) 希望利用時間(開始)	10
(2) 希望利用時間(終了)	11
8 土曜日の利用について	11
9 利用料金への評価	12

1 放課後キッズクラブの利用カテゴリー

- ・放課後キッズクラブ利用者のうち、**利用区分1が約9割**で、**利用区分2が約1割**。
- ・利用区分1で定期利用[※]する人は、放課後キッズクラブ利用者の約5割。
- ・**定期利用する利用区分1の共働き世帯は、放課後キッズクラブ利用者の約3割**。

※ 1 定期利用とは週1回以上の利用がある児童をいう。以下、区分1（定期）又は、利用区分1（定期）と表記する。利用区分1（不定期）は、放課後キッズクラブ又ははまっ子ふれあいスクールを「利用している」と回答している者から、はまっ子ふれあいスクール、利用区分1（定期）、利用区分2の回答者を除いたものとしている。

＜放課後キッズクラブの利用構成比＞



（平成30年度 ニーズ調査より）

2 放課後キッズクラブとその他の放課後の居場所の関係

- ・**高学年になると、利用区分1の定期利用の割合が低くなる一方、塾・習い事の割合は高くなる。**

	自宅	親戚・友人宅	公園等	習い事・塾	キッズ・利用区分1	キッズ・利用区分2	はまっ子ふれあいスクール	放課後児童クラブ	民間学童保育	放課後等デイサービス	子どもサポート	プレイパーク	その他
低学年	89.2%	33.5%	66.9%	74.5%	38.9%	10.3%	12.6%	6.8%	8.9%	2.5%	0.3%	1.9%	8.1%
中学年	90.2%	36.4%	72.2%	84.8%	21.0%	3.7%	6.6%	5.7%	4.4%	2.4%	0.2%	1.4%	8.4%
高学年	91.0%	33.3%	67.3%	87.3%	5.2%	0.6%	1.5%	3.2%	1.2%	1.8%	0.1%	0.8%	8.3%

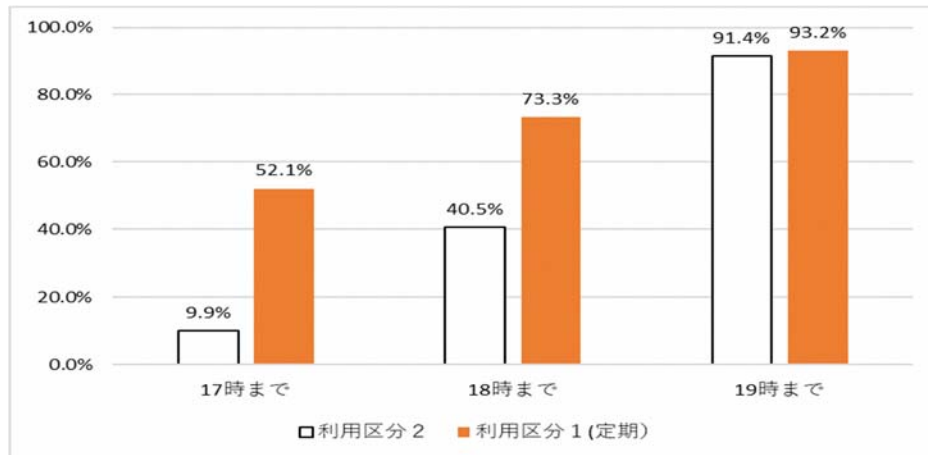
（平成30年度 ニーズ調査より）

3 母親の就労と利用区分の関係

(1) 母親の帰宅時間と利用区分

- ・放課後キッズクラブを利用する母親が就労する世帯では、利用区分に関わらず、ほとんどの世帯が19時までに母親が帰宅している。
- ・17時までに母親が帰宅する世帯は、利用区分1と利用区分2に差がある。

<母親が家に帰る時間>

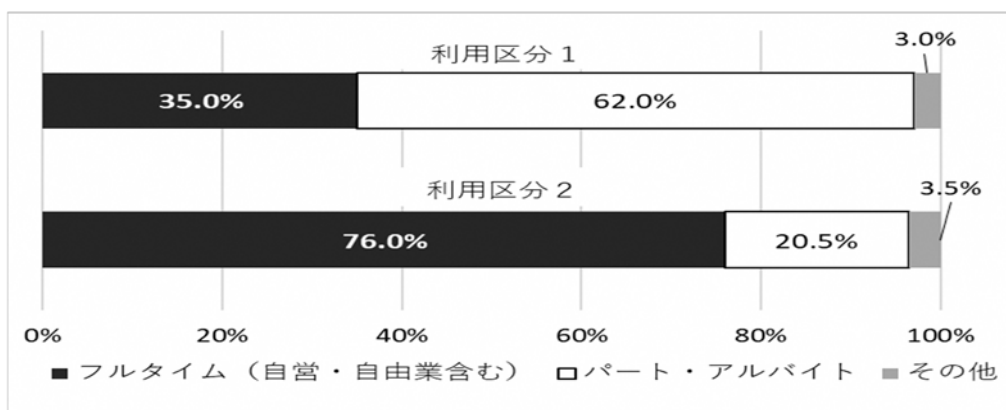


(平成30年度 ニーズ調査)

(2) 母親の就労形態と利用区分

母親の就労形態について、利用区分1はパート・アルバイトの母親が多い一方、利用区分2はフルタイムで働く母親が多い傾向がある。

<母親の就労形態>

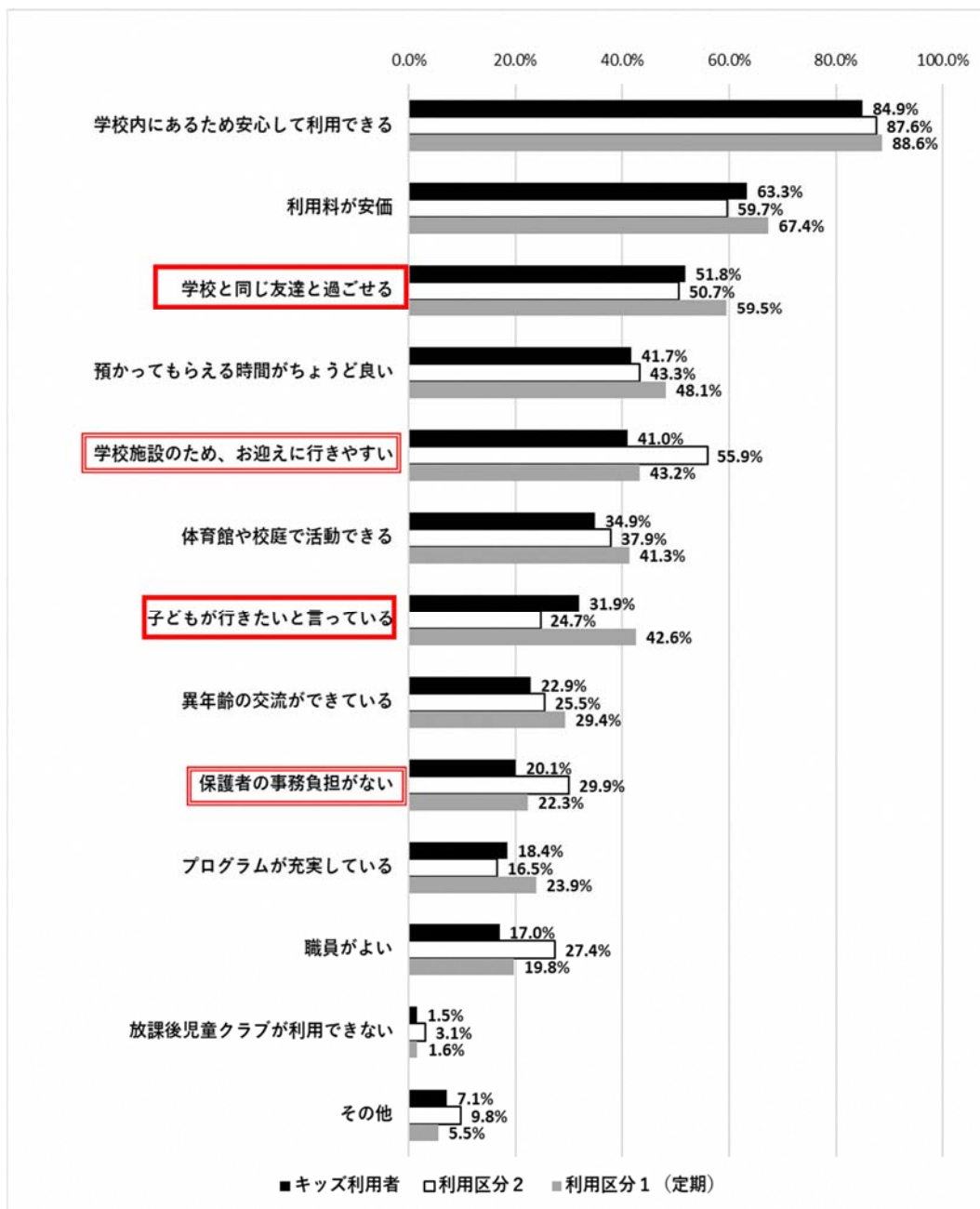


(令和元年度 保護者アンケート)

4 放課後キッズクラブを選んだ理由

- ・キッズクラブを選んだ理由については、「学校内にあるため安心して利用できる」(84.9%)や「利用料が安価」(63.3%)が主な理由として挙げられている。
- ・「子どもが行きたいと言っている」(±17.6%)や「学校と同じ友達と過ごせる」(±8.8%)は、利用区分2よりも利用区分1(定期)のほうが、回答率が高い。
- ・「学校施設にあるため、お迎えに行きやすい」(±12.7%)、「保護者の負担が少ない」(±7.6%)は、利用区分1(定期)よりも利用区分2のほうが、回答率が高い。

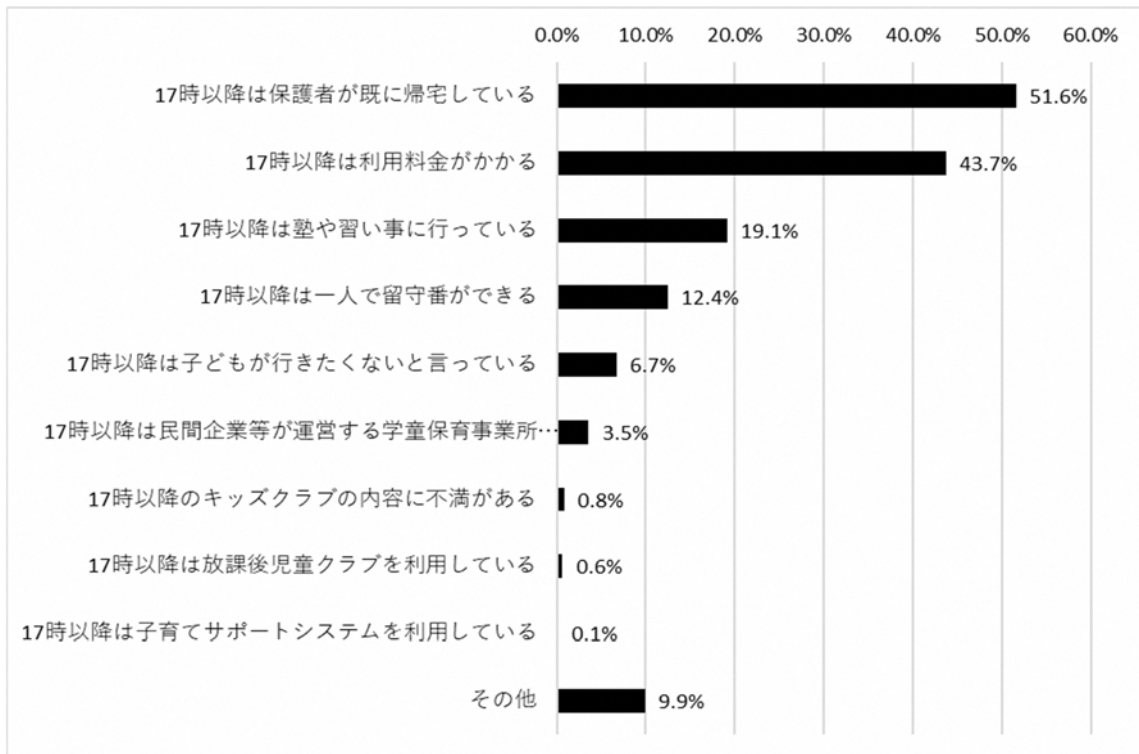
<放課後キッズクラブを利用する理由>



(平成30年度 ニーズ調査)

・定期利用する利用区分1の共働き世帯が 17 時以降利用しない理由には、「保護者が帰宅している」(51.6%)、「利用がかかる」(43.7%)が主に挙げられている。

＜【共働き区分1のみ】17時以降放課後キッズクラブを利用しない理由＞



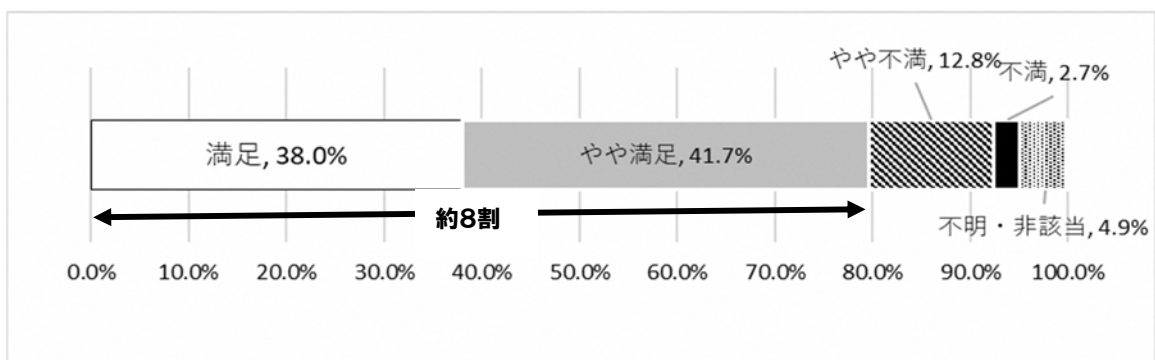
(平成 30 年度 ニーズ調査)

5 放課後キッズクラブへの評価

(1) 放課後キッズクラブの満足度

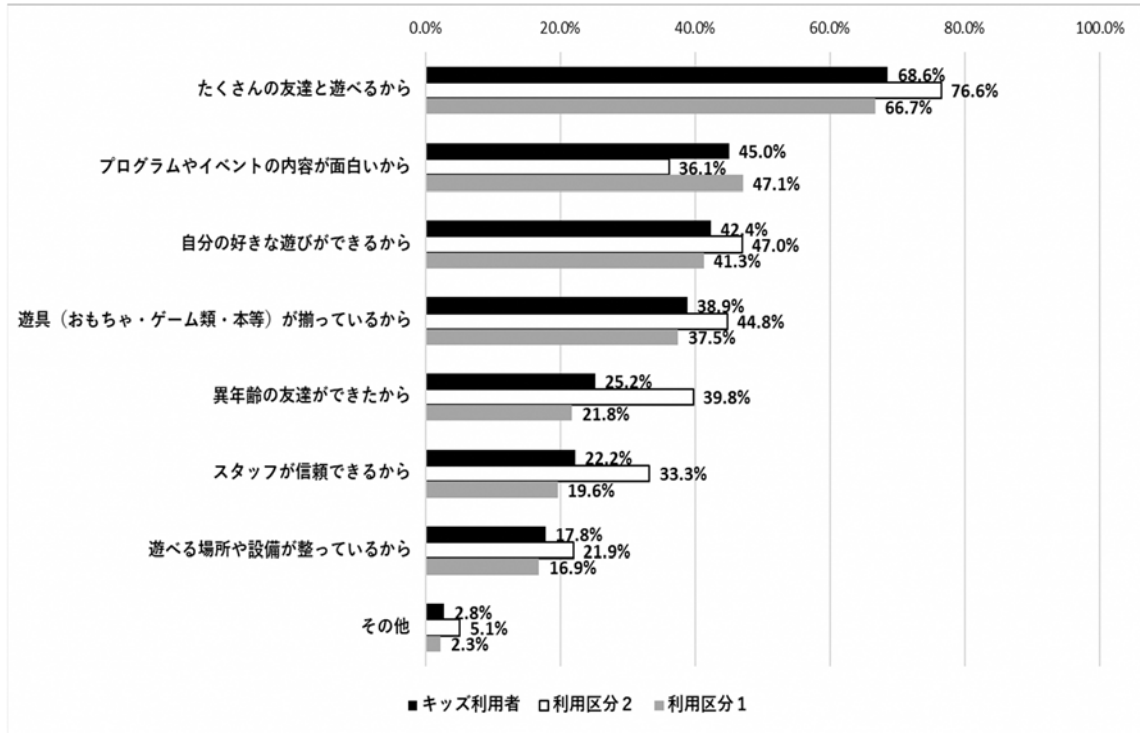
- ・放課後キッズクラブ利用者の約8割からおおむね良好な評価を得ている。
- ・子どもが「楽しい」「やや楽しい」と言っている理由として、「たくさんの友達と遊べるから」(68.6%)、「プログラムやイベントの内容が面白いから」(45.0%)、「自分の好きな遊びができるから」(42.4%)が挙げられている一方、「楽しくない」「あまり楽しくない」の理由は、「遊べる友達がいらない又は少ない」(54.7%)、「遊べる活動場所が狭い」(36.7%)である。

＜放課後キッズクラブへの満足度＞



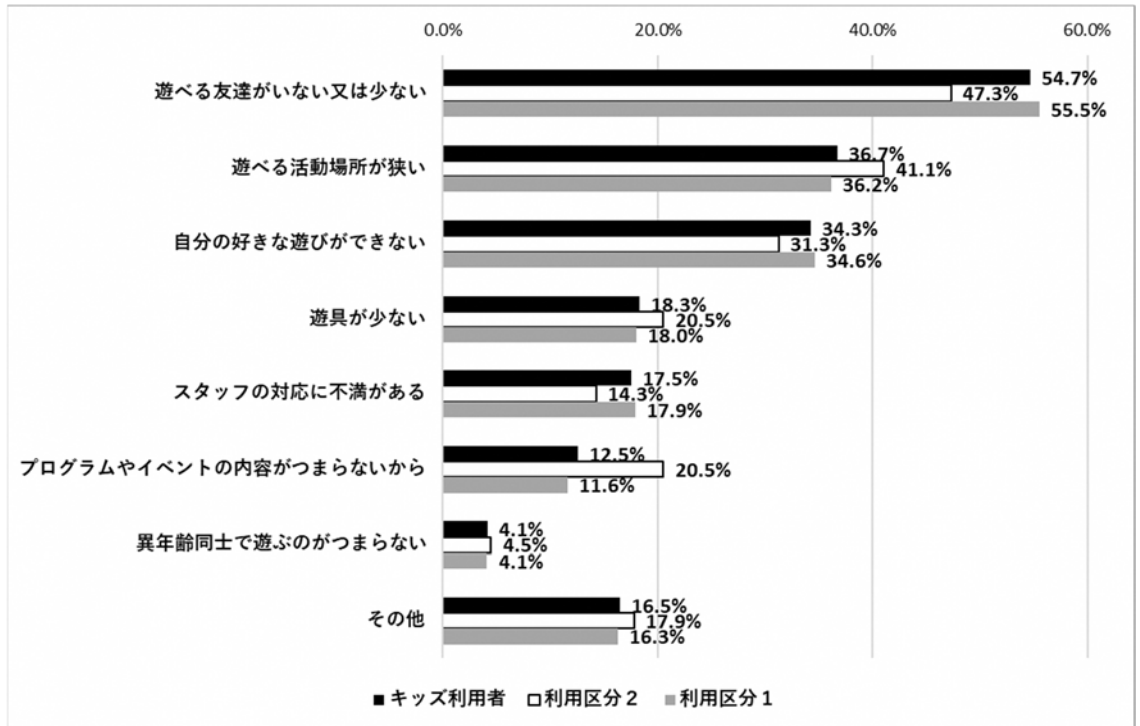
(平成 30 年度 ニーズ調査)

＜【楽しい】【やや楽しい】の理由＞



(令和元年度 保護者アンケート)

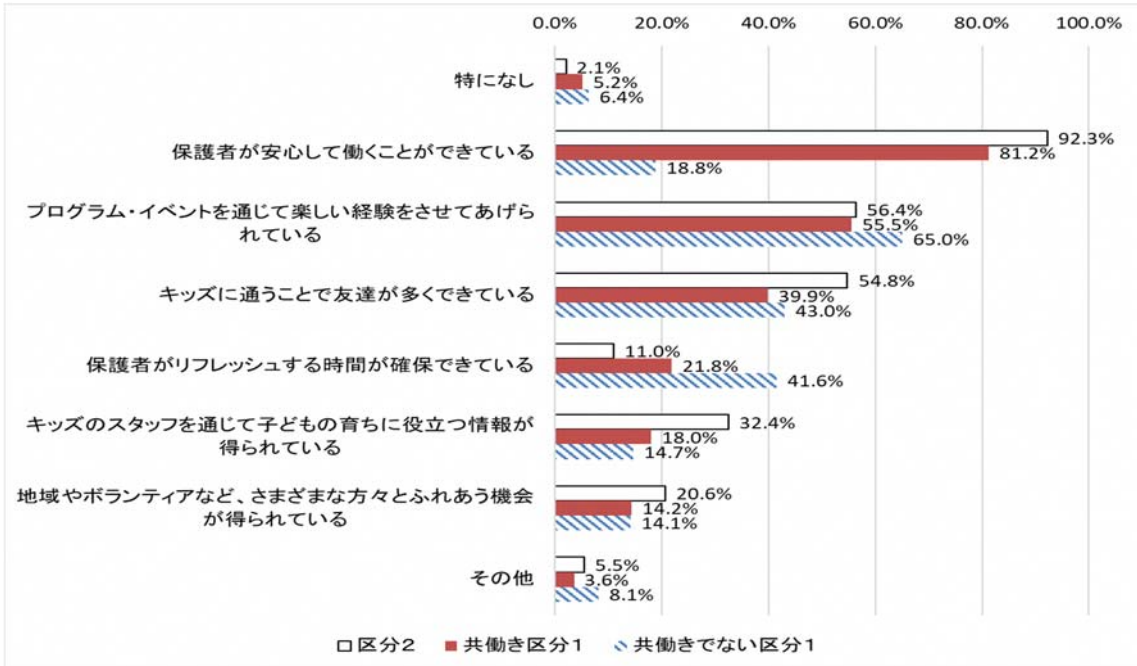
＜【あまり楽しくない】【楽しくない】の理由＞



(令和元年度 保護者アンケート)

(2) 放課後キッズクラブを利用する中で助かったこと

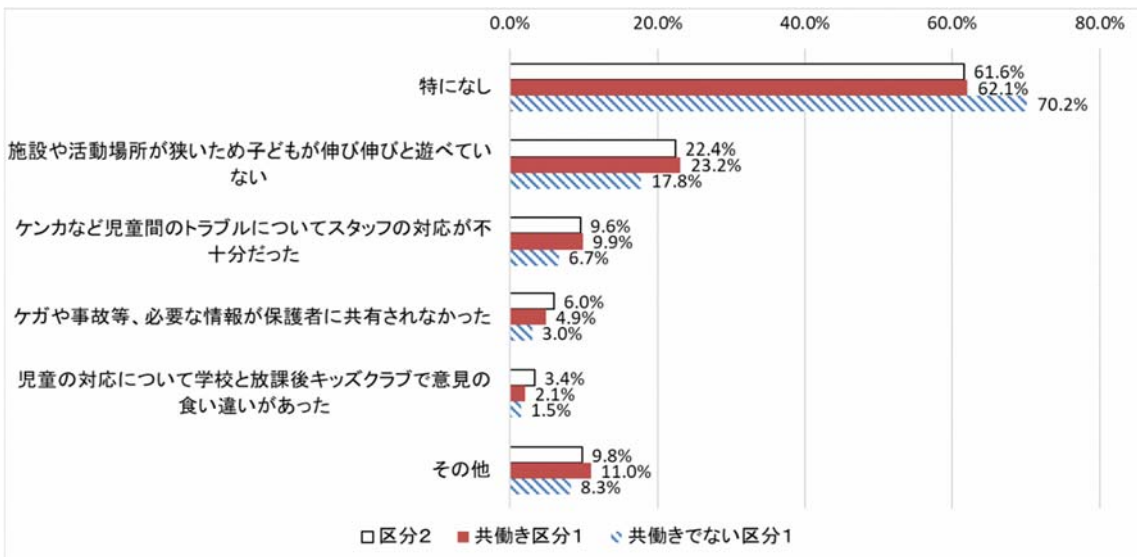
- ・区分2や共働き区分1では、「保護者が安心して働くことができる」が最も多い回答を得ている。
- ・共働きでない区分1では「プログラム・イベントを通じて楽しい経験をさせてあげられている」が最も多い回答である。



(令和元年度 保護者アンケート)

(3) 放課後キッズクラブで不安に感じること

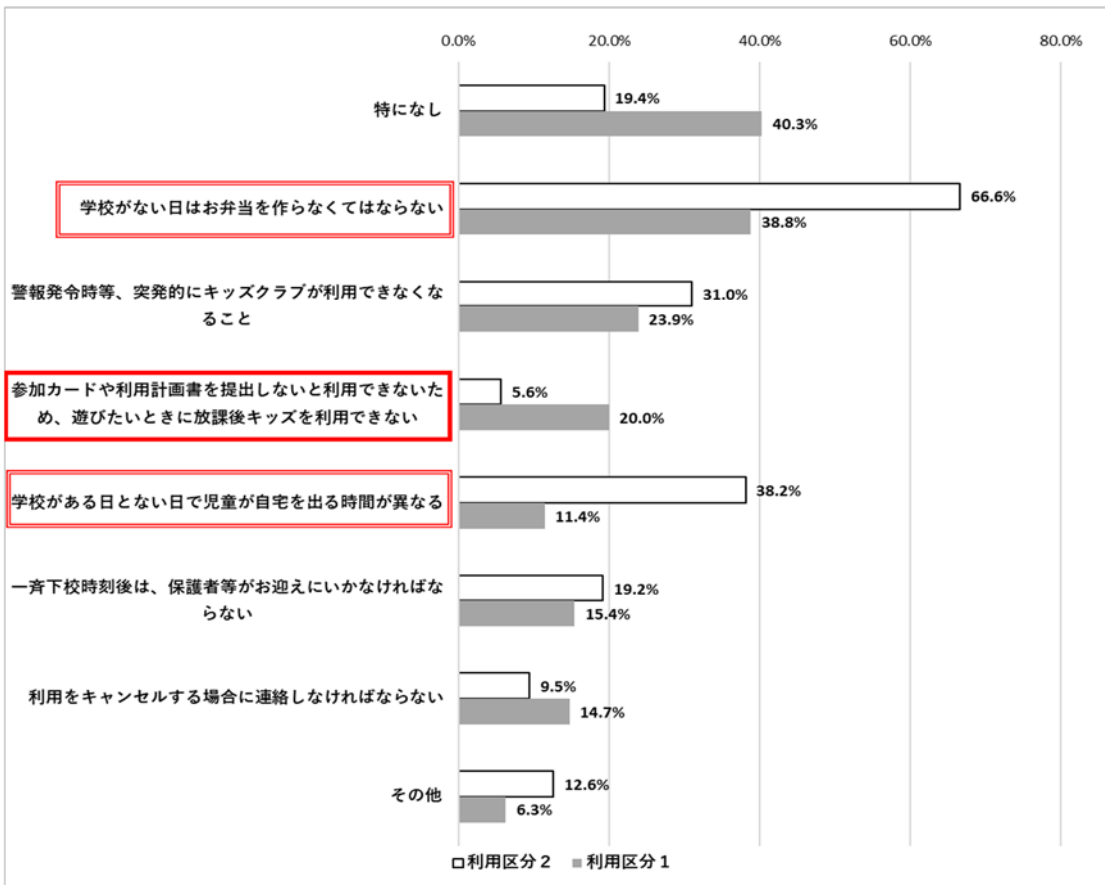
- ・「特になし」の割合が6~7割程度でおおむね良好な評価を得ているが、共働きでない区分1よりも区分2や共働き区分1のほうが、不安に感じる割合が高い。
- ・不安に感じる要素として、最も多いのは、「施設や活動場所が狭いため、子どもが伸び伸びと遊べていない」である。



(令和元年度 保護者アンケート)

(4) 放課後キッズクラブで負担に感じること

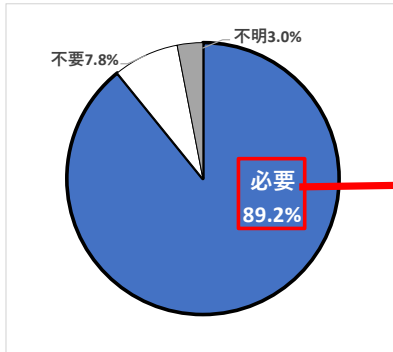
- ・負担に感じることで最も回答率が高いのは、「学校がない日はお弁当を作らなければならない」である。
- ・利用区分2は「学校がない日はお弁当を作らなければならない」(66.6%)のほか、「学校がある日とない日で児童が自宅を出る時間が異なる」(38.2%)ことに負担を感じる割合が高い。
- ・利用区分1は、「参加カードや利用計画書を提出しないと利用できないため、遊びたいときに放課後キッズクラブを利用できない」ことを負担に感じる割合が、利用区分2よりも高い(ポイント差±14.3%)。



(令和元年度 保護者アンケート)

(5) 放課後キッズクラブでのおやつについて【利用区分2のみ】

- ・利用区分2の約9割がおやつの提供を必要としている。
- ・「必要」と回答した者のうち、9割以上が16時の提供が適切又は許容できると回答している。



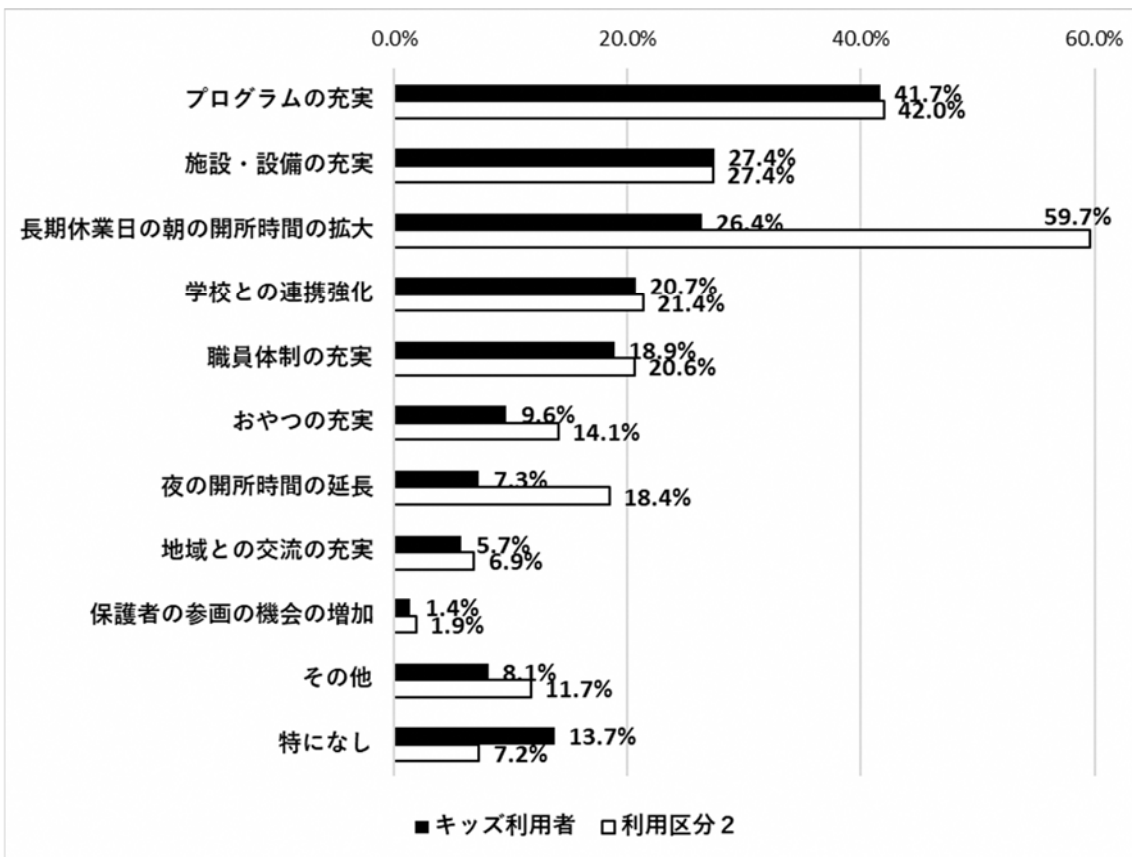
<おやつの提供時間について>

	15時台	16時台	17時台
適切・許容	77.8%	93.3%	75.5%
早すぎる又は遅すぎる	22.2%	6.7%	24.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(令和元年度 保護者アンケートより)

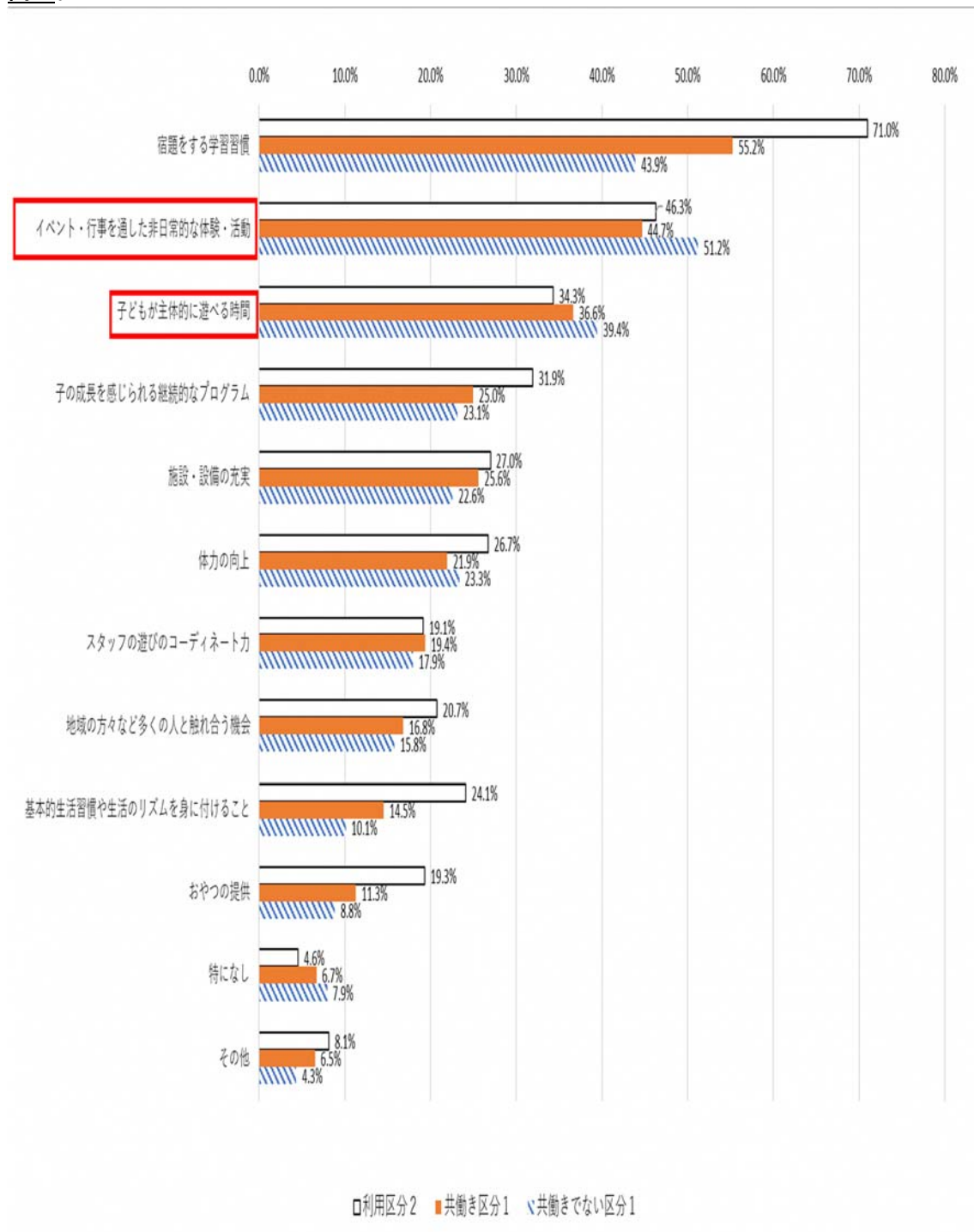
6 放課後キッズクラブに期待すること

- ・キッズクラブ利用者が今後期待することでは、「プログラムの充実」(47.1%)や「施設・設備の充実」(27.4%)が上位に挙げられている。
- ・利用区分2では「長期休業日の朝の開所時間の拡大」(59.7%)が最も期待されることになっている。



(令和元年度 保護者アンケート)

- ・「子のために放課後キッズクラブに求めること」では、「宿題をする学習習慣」が最も多く、利用区分2では、約7割がそのように回答している。
- ・「イベント・行事を通した非日常的な体験・活動」及び「子どもが主体的に遊べる時間」の遊びの活動に注目した回答は、利用区分2や共働き区分1よりも共働きでない区分1のほうが回答率が高い。



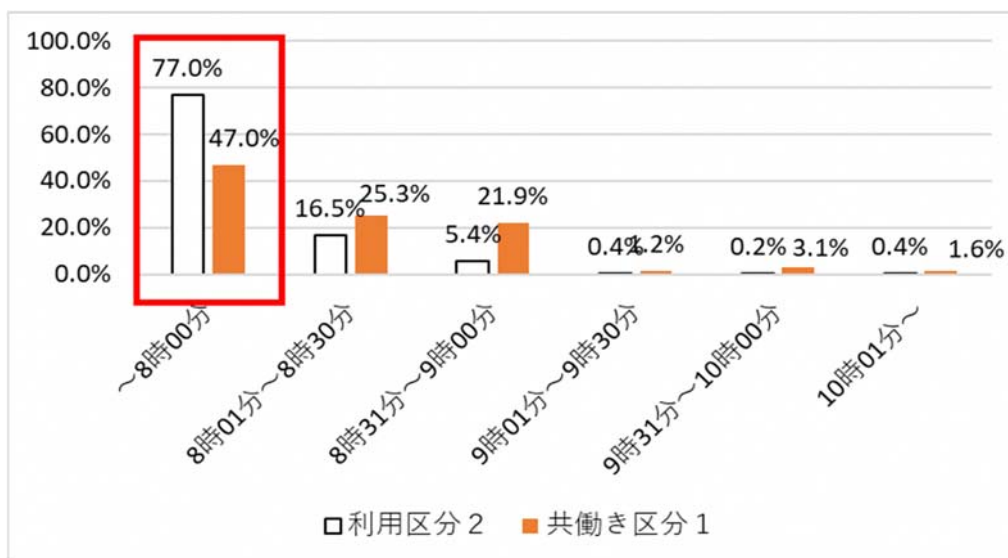
7 長期休業日における放課後キッズクラブの希望利用時間

(1) 希望利用時間(開始)

- ・午前8時00分までの開所を希望する割合は共働き区分1よりも利用区分2のほうが高い。利用区分2では、約8割が午前8時00分以前からの開所を求めている。
- ・利用区分2の約7割の母親が朝8時00分までに家を出ている。

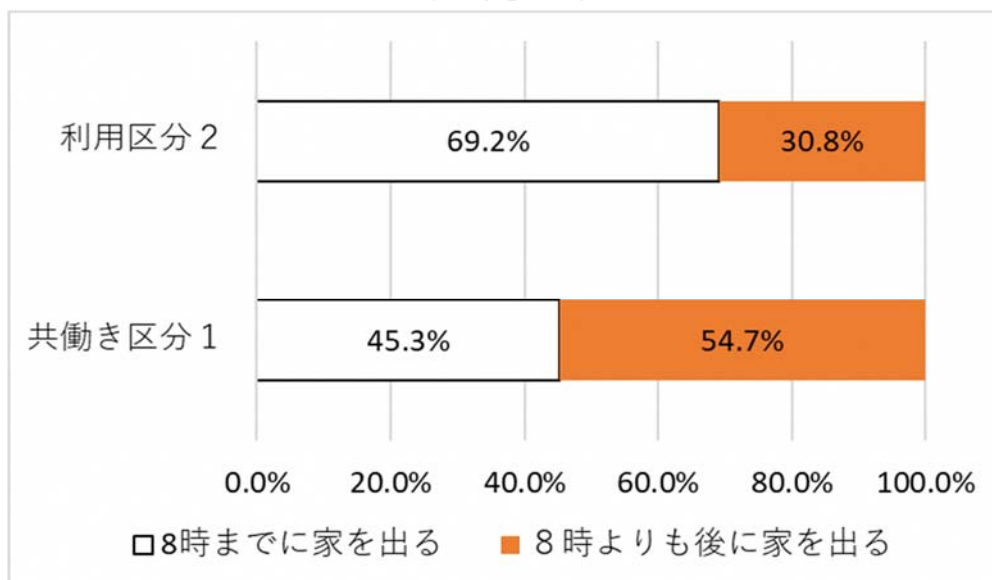
<放課後キッズクラブの希望利用時間(開始)>

※不明・非該当除く



(平成30年度 ニーズ調査)

<母親が家を出る時間>



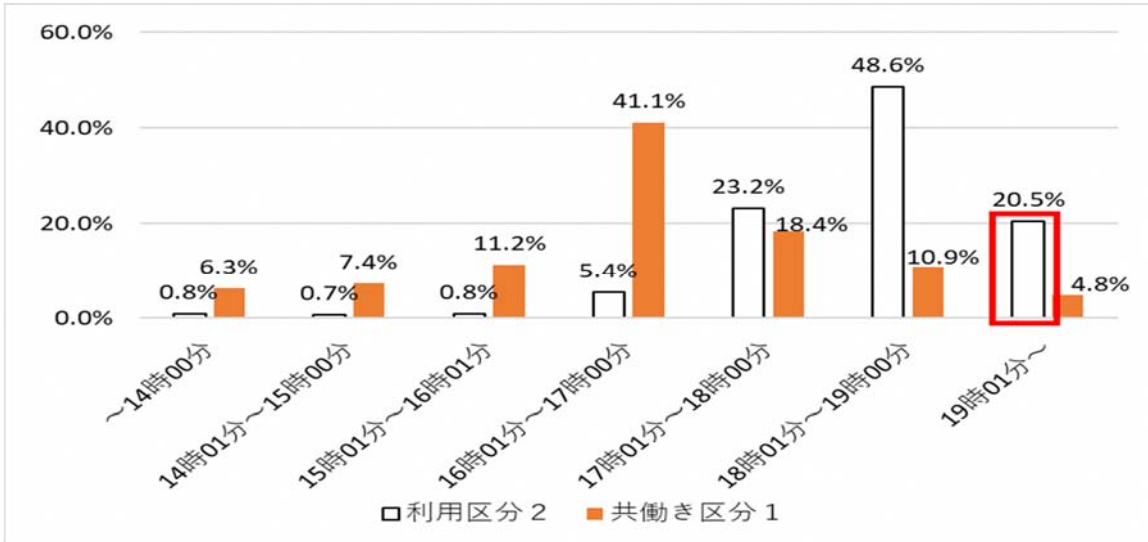
(平成30年度 ニーズ調査)

(2) 希望利用時間(終了)

- ・利用区分2のうち 19 時よりも長い利用時間を希望している者は、約2割である。

<放課後キッズクラブの希望利用時間(まで)>

※不明・非該当除く

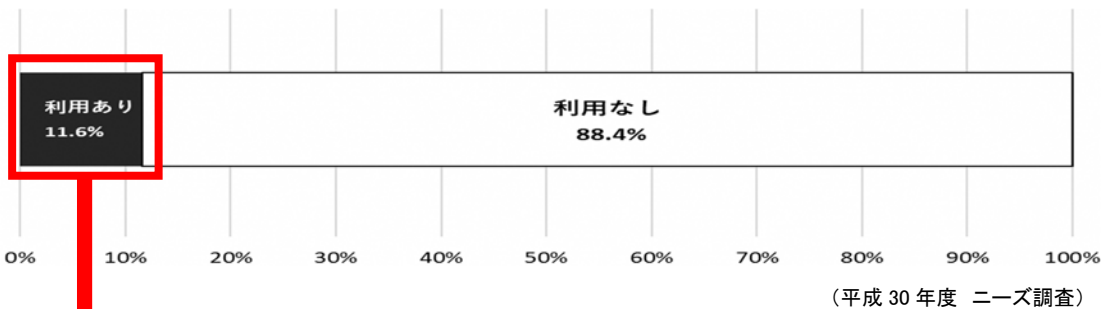


(平成30年度 ニーズ調査)

8 土曜日の利用について

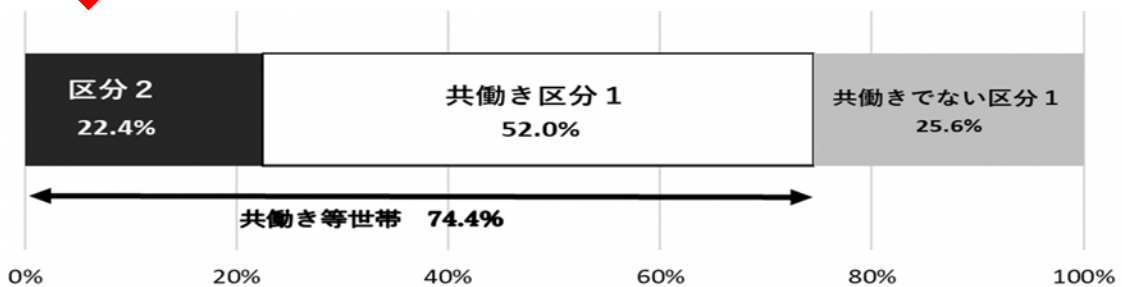
- ・キッズクラブを定期的に利用する者のうち、**土曜日を利用する者は約1割**である。
- ・**共働き等世帯**(利用区分2及び共働き区分1)が、**土曜利用者の4分の3**を占める。

<キッズ利用者(定期)の土曜利用の有無>



(平成30年度 ニーズ調査)

<土曜利用者の利用構成>

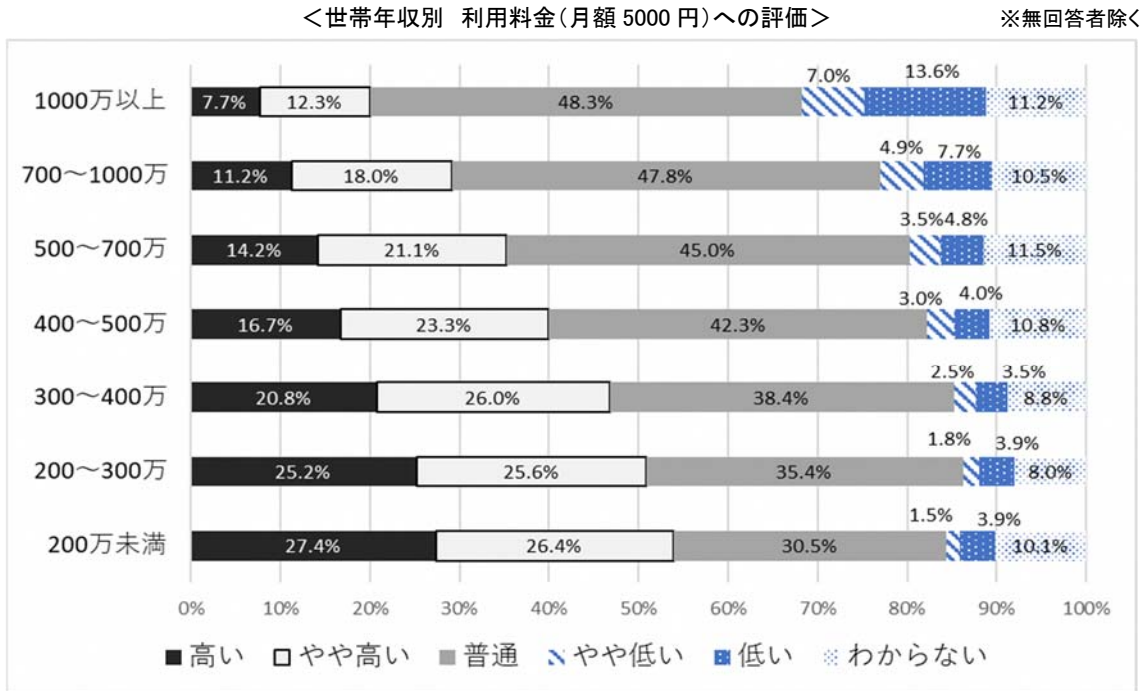


(平成30年度 ニーズ調査)

9 利用料金への評価

(1) 利用区分2(月額 5000 円)への評価

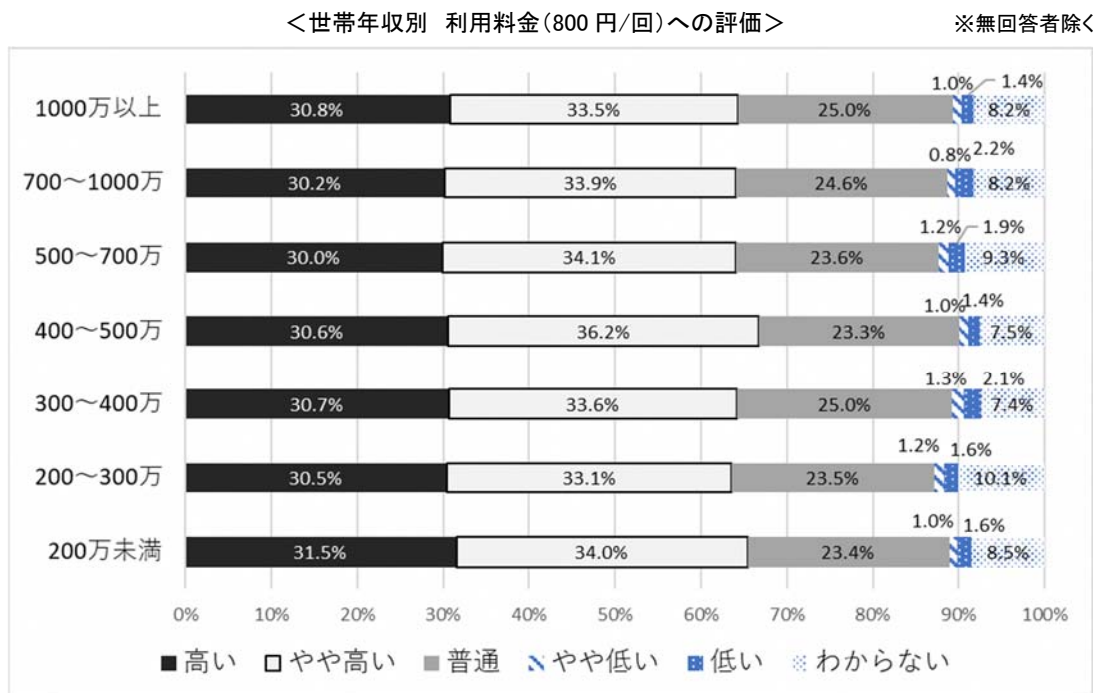
利用区分2(月額 5000 円)に対する評価は、年収が低い世帯であるほど「高い」「やや高い」と回答する傾向にある。



(平成 30 年度 ニーズ調査)

(2) 利用区分1スポット利用料(800 円/回)への評価

・「高い」「やや高い」と感じている割合がおおむね6割と多く、世帯年収による傾向はあまり見られない。



(平成 30 年度 ニーズ調査)